

刑事編

刑事部では,刑事事件に関する手続を取り扱っています。

これは,罪を犯した疑いのある人の有罪・無罪などを決める手続で,証拠に基づき,起訴状に記載された事実があったのかどうかを判断し,被告人を有罪と認めたときは,どういう刑罰を科するかを決めます。

被告人の人権保障を全うしつつ,適正かつ迅速な裁判を実現することが,裁判所には求められています。

変化に対応する力



岡山地方裁判所 裁判所書記官
吉田 緑

略歴
H19 金沢簡易裁判所裁判所事務官(採用)
H22 名古屋簡易裁判所裁判所書記官
H26 名古屋地方裁判所裁判所書記官
H27 現職

刑事部の書記官は,公判期日に法廷に立ち会って調書を作成するほか,起訴状の点検,裁判の期日の調整や打合せなど,裁判を円滑に進めるために必要な様々な事務を担当しています。

平成11年頃から始まった一連の司法制度改革により,裁判所の仕事も大きく変化しており,書記官もその変化に対応していかなければなりません。

例えば,裁判員裁判では,見て聞いて分かりやすい裁判を実現するため,大型モニターやタッチパネルを使用しながら進行することが多く,事前に関係者との連絡調整の上,法廷備付けのIT機器の準備やリハーサルを行ったりすることもあります。

また,平成20年からは被害者参加制度が導入され,刑事手続に被害者や被害者の親族の方が参加できるようになりました。そういった事件を担当する際には,被害者の方々の心情に配慮する必要もありますので,裁判官などと相談しながら,被告人と顔を合わせないよう動線を確認したり,必要に応じて遮へいの準備をしたり,入念な事前準備を行います。

審理がスムーズに進むかどうかは書記官の事前準備にかかって

いますから,充実した審理が実現できたときは,安堵感や達成感とともに,自分の仕事が適正迅速な裁判にしっかりと貢献できたというやりがいも実感することができます。

裁判所書記官は,意欲を持って取り組むことで,年齢,性別,学歴などに関係なく,法律の専門職としての成長を常に実感することができます。皆さんも,裁判所書記官を目指してみませんか。



家裁編

家庭裁判所では,離婚や相続などに関する家庭内の紛争を解決するための手続や,非行に及んだ少年に対する処遇を決めるための手続を取り扱っています。

家庭裁判所は,紛争や非行の背後にある原因を探り,どのようにすれば,家庭や親族の間で起きたいろいろな問題が円満に解決されるのか,どのようにすれば,非行に及んだ少年が再び非行に及ぶことのないようにしていけるのかということ等を第一に考えて,それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ,将来を展望した解決を図っています。

人と司法をつなぐ仕事



釧路家庭裁判所北見支部 裁判所書記官
小林 研吾

略歴
H15 帯広簡易裁判所裁判所事務官(採用)
H24 釧路地方裁判所帯広支部裁判所書記官
H28 現職

私が書記官として最も大切にしていることは,当事者や関係者にいかに分かりやすく手続等について説明するかということです。

家庭裁判所では,家庭内で発生したトラブルなど身近でプライベートな問題を取り扱っています。

そして,その問題解決のため手続案内等の窓口になるのが,私たち裁判所書記官であり,例えば相続放棄の手続を希望している方への手続案内,離婚の調停が成立した当事者への説明など家庭裁判所で扱う様々な手続について,説明を行います。このような事柄の性質上,家庭裁判所を訪れる利用者の方々の中には,不安や心労を抱えている方も少なくありませんので,日々,その心情にも配慮しながら,丁寧な説明を心掛けています。

私は工業大学を卒業して裁判所に入ったため,法律の専門知識がなく,採用当初は先輩職員の会話についていけるか不安がありました。だからこそ,裁判所書記官として経験を積んだ今でも,法律の専門家ではない当事者や関係者が,専門用語が出てくる会話に緊張したり,質問をしたくてもうまく質問できずもどかしく感じたりする気持ちを理解しながら,分かりやすく,丁寧に説

明することができるのだと思います。

裁判所書記官は手続の専門家としての役割だけでなく,裁判所の窓口として,身近な問題解決を必要とする人と裁判所との架け橋となり,裁判官や調停委員と協働して問題解決にあたる重要な役割を担っています。そこに責任の大きさを感じると同時に,とてもやりがいを感じています。

皆さんも,私たちと一緒に裁判所の職員として働いてみませんか。





裁判所を支え、
新しい力を育成する。

主任書記官とは

私は、熊本地裁の主任書記官として、裁判員裁判を始めとする刑事事件の法廷立会などを担当するとともに、管理職員として、部下職員の仕事の状況を確認し、指導や助言などを行ったり、部全体の仕事がかまき回るように裁判官や上司、他部署との連絡・調整などを行っています。



裁判所の未来を創る仕事

主任書記官は、管理職員として、部下職員の育成を担う立場にあります。日頃から、仕事上生じた疑問点や進め方などについて部下職員と率直な意見交換をしながら、裁判事務に関する理解を深め、互いの成長に努めているところです。書記官が仕事を進めるに当たっては、ただ条文を追うのではなく、その条文の趣旨や目的などを考えた上で、例えば、当事者などへの照会が必要な場合に、その具体的な内容や方法を検討する必要があります。

ます。最初は条文の確認に止まっていた部下職員が、次第に目的などを考えながら、具体的な処理方針を立てて意見を述べてくれるようになったときは、部下職員の成長を実感し、大変頼もしく思うとともに、管理職員としてのやりがい大きく感じます。

私が採用された時、当時の上司から、「裁判所は人で成り立っている組織だ」とよく言われました。私も未来の裁判所を支える人材を育成していけたら、これに勝る喜びはありません。

裁判所の魅力

昨年、熊本では、熊本地震という大災害が発生しました。熊本家裁の隣に位置する熊本城には、現在も地震の影響による大きな爪痕が残っています。当然、裁判所に勤務する多くの職員も被災しました。本震直後は、その後の裁判の実施自体をどのようにするか、職員が安心して働くためにできることは何かなど、数多くの問題が生じました。多くの人が初めて経験する状況の中でしたが、皆で知恵を出し合い、励まし合いながら、解決に向けて全力を尽くしました。また、全国の裁判所からは、多くの支援物資が届き、仕事の手助けにも来てもらいました。このような温かい支援を受けながら、職員が一致団結し、各自が果たすべき役割を自覚して大きな難局を乗り越えることができました。私は、この経験を通じて、裁判所全体の連帯感や組織としての強さを身に染みて実感し、改めて裁判所で働いてよかったと思っています。本当に困ったときにも皆で支え合い、持てる力を発揮できる、そんな魅力ある裁判所で皆さんも一緒に働いてみませんか。



職種を越えた団結力

「裁判をしていないときは何をしていますか?」よく裁判員の方から質問されます。法廷での裁判以外の裁判所の仕事、特に裁判官以外の裁判所の職員が普段どのような仕事をしているかは、あまり知られていないかもしれません。しかし、適正かつ迅速な裁判を行うという裁判所の使命を果たすため、裁判所のあらゆる仕事において、裁判官と、裁判所書記官や裁判所事務官、また家庭裁判所調査官という多種多様な職員がチームとなり取り組んでいます。

私が育児休業から復帰した平成20年は、裁判員制度が始まる1年前でした。裁判員裁判は、広く国民が裁判に参加しその感覚を反映させることで、司法に対する国民の理解や信頼をより深めることを目的としています。プロの法律家のみで行っていた裁判を、一般の方にも分かりやすく、意見を述べやすいものにするにはどうすればよいか。参加する裁判員の方たちの負担を理解し、軽減するにはどうすればよいか。関係者の権利やプライバシーを守るにはどうすればよいか。それまで気付かなかった様々な問題に気づき、ひとつひとつ解決する必要があります。

「裁判手続の流れを図解したパネルを作りましょう」と刑事事件を



担当する職員と議論を重ね、「冬場の交通状況も考えて日程を決める必要があります」と事務局の職員が情報を集め、民事事件を担当する職員も経験を持ち寄って議論に加わり、「少年の成育歴、性犯罪被害などが過度に明らかにならないように」と心理を専門とする少年事件を担当する職員も新たな視点で意見を述べるなど、職員ひとりひとりが、裁判所全体が、同じ目標に向かいチームとなった瞬間でした。

育児休業のブランクの後、裁判所の自ら変わろうとする姿を目の当たりにし、初めての育児や転勤の大変さもありましたが、職員の熱意に助けられ、充実した日々を過ごしました。裁判員裁判は安定的に運用されていると言われていますが、その大きな変革も、裁判官だけでなく裁判所書記官や裁判所事務官などの職員が一丸となって可能とした、それが裁判所の力だと考えています。

もちろん日々の裁判においても、裁判官が中立の立場で適正かつ迅速に裁判を行えるよう、裁判所書記官は当事者と打合せをして進行を管理し、経過や結果を記録化し、裁判官に助言するなど法律の専門家としての役割を担い、裁判所事務官はそれをサポートし、チームワークで仕事をしています。裁判官にとって、裁判所書記官や裁判所事務官は頼りになる必要不可欠なパートナーなのです。

よりよい裁判を目指し、時代に即した裁判所であり続けるため、裁判所にはひとりひとりの職員が力を発揮できる場所があります。ぜひ裁判所のチームの一員となりませんか。

対談



東京家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官
森本 充(経済学専攻)

略歴
H7 札幌家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
H9 札幌家庭裁判所家庭裁判所調査官
H14 千葉家庭裁判所八日市場支部家庭裁判所調査官
H17 東京家庭裁判所家庭裁判所調査官
H20 横浜家庭裁判所家庭裁判所調査官
H24 長野家庭裁判所伊那支部主任家庭裁判所調査官
H27 現職
元々は教員志望だったが、家庭裁判所を舞台としたドラマがきっかけで家裁調査官を志す。採用後23年目。

東京家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
佐々木 菜摘(心理学専攻)

略歴
H28 東京家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
現在、家庭裁判所調査官養成課程2年目(実務修習中)
大学時代に家庭教師のアルバイトをし、そこで様々な境遇の子どもと接した経験から家裁調査官を志す。採用後2年目。

採用庁での実務修習 主任家裁調査官 × 家裁調査官補

家庭裁判所調査官とは

裁判所という司法の世界の中にあって、法学はもとより、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの人間の行動に関する科学分野の知識や技法を活用して、非行少年の立ち直りや、家庭内紛争の解決に向けた調査を行う、それが家庭裁判所調査官です。

家庭裁判所調査官になるには、家庭裁判所調査官補として採用された後、約2年間の家庭裁判所調査官養成課程を履修し、その修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。養成課程は、裁判所職員総合研修所での合同研修と採用庁での実務修習を有機的に連関させた研修制度で、執務に必要な知識、技法を段階的に修得していきます。



面接

家庭裁判所調査官の仕事の根幹となるのは面接です。事件の当事者から個別に話を聴くとともに、行動科学等の知見を活用し、必要な働き掛けも行っています。



報告書作成

調査で得られた事実を評価・分析し、その結果に意見を付けて裁判官へ書面で報告します。調査結果は、審判や調停の運営において重要な資料となります。



カンファレンス・評議

裁判官、書記官、事務官などとチームとなって事件の解決に当たります。調査結果や意見を分かりやすく伝えることが大切です。



立会

少年事件では、審判に立ち会い、裁判官に対し意見を述べるほか、少年に対し、教育的な働き掛けをします。また、家事事件では、調停委員会の進行をサポートしたり、期日間に行った調査結果を説明し、解決に向けた働き掛けをします。

3人一組の修習態勢はどうですか。

佐々木:正直、初めは難しそうって思いました。知識も経験もない3人が集まって討議できるのか。1対1で指導してもらう方が効果的なのではと不安でした。

森本:その不安は解消されましたか。

佐々木:研修所で、初めにグループ討議の進め方やルールを教官から丁寧に教えてもらい、繰り返し、経験する中で、討議のイメージを持つことができました。その後、研修生の組合せによって討議の進め方は様々なのだということも分かり、徐々に慣れました。

森本:東京家裁での3人の討議は、どうですか。

佐々木:討議を重ねる中で、それぞれの長所短所が相まって自然と役割分担ができました。他の2人は、自分一人では気付かなかった視点を与えてくれます。それを受けて自分の考えが深まりますし、グループでの討議も更に充実します。

森本:3人の考えが単純にプラスされるだけではなくて、相乗効果で新たな視点が生まれて、より良い解決方法が見えてくるといことですね。

調査官室の雰囲気はどうですか。



佐々木:受験前には、個人作業の多い仕事だと思っていました。でも、実際は一人で仕事をしている感じが全然ないです。調査面接の後、部屋の皆さんが、どうだったと声を掛けてくれるので、そこで自分の考えが整理されたり、新しい考えが生まれたりします。

森本:いろんな先輩に気軽に相談していたし、本を借りたりもしていましたよね。

佐々木:はい。皆さん、文献だけでなく、御自身の経験も教えてください。とても参考になりました。部屋の皆さんに育ててもらっていると感じます。

森本:確かに、面接は一人ですることが多いですが、検討は他の家裁調査官と一緒にしますので、決して一人だけで仕事をしているわけではないですね。それに家裁調査官に限らず、裁判所は、裁判官、書記官、事務官などがチームとなって仕事をしていますよね。

修習中、心掛けていることは何ですか。

佐々木:間違いを恐れないことです。特に討議では臆せずに発言することを心掛けています。

森本:確かにそうでした。お互いの発言をよく聴いて尊重しながらも、自分の意見を積極的に発言していたと思います。実際の事件を取り扱う以上、間違いがあってはならないことですが、間違いを恐れて、問題の核心に迫れないのは真の解決にはならないですね。私が指導担当者として心掛けていたのは、3人それぞれの持ち味をいかに発揮してもらおうかということでした。たとえ上手くできなくても、私や指導担当補佐がフォローしますので、安心してぶつかってもらえたらと思っていました。

佐々木:はい。たくさんフォローしてもらいました。

森本:佐々木さんはいつもしっかり事前準備をして調査面接に臨んでいましたよね。一生懸命、相手の話を聴こうとする姿勢はとてもよかったです。それに、調査面接の後、自分のできたこと、できなかったことを客観的に振り返られることも、とても大事だと思います。調査面接の経験を重ねるごとに、その振り返りを踏まえた対応ができていたのを見て、佐々木さんの成長を感じましたよ。



調査官補に期待することは何ですか。

森本:人の人生を左右しかねない重要な職責を担っているとの自覚を持ち、決して馴れ合いにはならず、お互いを尊重し、より高いレベルでの議論ができるような切磋琢磨する関係になってほしいと思います。

佐々木:慣れてくると、同期3人で一緒に遊びに行ったりもするので、その分、討議に甘えや遠慮が出るがありました。そんな時は討議のルールを3人で再確認していました。

森本:そうだったんですね。主任の知らないところでも同期同士でどんどん成長しているんだなあ。

佐々木:主任の御指導のおかげです。

森本:うまいこと言うね(笑)でも、本当に、みんな成長したと思います。

受験生の皆さんへ一言お願いします。

佐々木:家裁調査官は心理学系の仕事だとイメージしていましたが、実際は、心理学だけでなく、もっと幅広い知識が必要になる仕事なので、学生のうちにいろんな分野に興味関心を持っておけばよかったと思います。



森本:採用後の養成課程で家裁調査官に必要な知識や技法は基礎から応用まで学ぶことはできますが、学生のうちから様々な分野を知ることで視野を広げておくことはいいですね。家裁調査官は様々な境遇の、様々な事情を抱えた方々と会う機会が多いですから、多様な人生経験を積んでおくことは仕事の上で役立ちます。狭く深くでも、広く浅くでも学生時代の時間を有効活用して様々なことにチャレンジしてみてもいいのではないでしょうか。

子どもの幸せのために
力を尽くす。

大津家庭裁判所 家庭裁判所調査官
鄭 文佳

略歴

H24 大阪家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
H26 大分家庭裁判所中津支部家庭裁判所調査官
H29 現職



現在、私は、家事事件を担当しています。家事事件の種別は、離婚、成年後見など、多岐にわたりますが、私が特にやりがいを感じている仕事は、面会交流調停事件について、子どもの心理や発達についての専門的な知見を生かし、そのケースにおける子どもの福祉(幸せ)とは何かを考え、その実現に向けた調査や調整を行うことです。

調査を担当した面会交流調停事件で、途絶えていた親子の交流が実現し、子どもが嬉しそうに親と遊んでいる様子を見たときには、達成感を感じます。しかし、すんなりと面会に至るケースばかりではありませんし、面会に至ることが、そのときの子の福祉に最も適うというわけでもありません。

以前、思春期の子どもが、別居中の親と会うことを拒むケースがありました。私は、どのような状況がその子どもの福祉に最も適うのか、思春期の発達状況などの知見を踏まえながら考え、子どもの調査に臨みました。面接したところ、子どもは、別居中の

親について、今は会いたくないが、慕う気持ちはあり、将来の関係の持ち方をしっかりと考えていることが分かりました。このことを両親に伝え、助言をしながら考えてもらった結果、別居中の親と子どもがいつ頃からどのような方法で会う機会を設けるのか、両親も子どもも納得のいく解決に至りました。

家庭の事情も、子どもの年齢や性格なども様々ですので、決まった解決方法はありません。問題解決の主体は当事者である親と子どもであり、また、最善の答えを持っているのも、当事者自身であることに改めて気付かされました。家裁調査官の役割は、専門的な知見を活用しながら、当事者に寄り添い、一緒に考え、より良い解決を目指して援助することにあると考えています。そして、そこに家裁調査官の仕事の魅力とやりがいを感じています。

私は、家裁調査官が、法律学、心理学、社会福祉学など様々な知見をバランスよく取り入れながら、真摯に人と向き合う仕事であるということに魅了され、志望しました。決して簡単な仕事ではありませんし、私自身もまだまだ成長途中で、迷うこともありますが、職場には、家裁調査官同士で疑問や悩みを共有し、みんなで支え合いながら仕事に取り組む雰囲気があります。また、キャリアプランに沿った研修制度が充実しており、家裁調査官となった後も、絶えず成長できる環境が整っています。

ぜひ、私たちと一緒に仕事をしてみませんか。



新しい世代に
自分の経験を伝える。

福岡家庭裁判所 家庭裁判所調査官
甲斐 樹

略歴

H17 静岡家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
H19 静岡家庭裁判所家庭裁判所調査官
H21 鹿児島家庭裁判所家庭裁判所調査官
H24 福岡高等裁判所事務局人事課主任
H26 現職



私は、家裁調査官に任官してから10年が経過したところです。これまでに、家庭裁判所の家事係、少年係のほか、事務官として高等裁判所の人事課で職員研修を担当したこともありました。現在は、家事係の家裁調査官として、日々、調査や調停立会などを行っています。

私のような任官10年目前後になる中堅の家裁調査官は、それまでの職務で得た経験を踏まえ、上司の補佐や後輩への指導・助言といった役割が求められるようになります。今回は、これまでの経験の中でも特に得るものが多かった、家裁調査官補の指導補佐業務について御紹介します。新規採用された家裁調査官補は、研修所における研修だけでなく、所属庁で実際の事件を担当しながら一人前の家裁調査官に必要な力を身に付けていきます。その際に指導に当たる指導担当者(主任家裁調査官)を補佐するのが、指導補佐の役割です。例えば家事調停への立会いであれば、事前に私と家裁調査官補とで一緒に事件記録を読み込み、家裁調査官としてどのような役割、関与が求められているか話し合



います。ときには、当事者(申立人など)役と家裁調査官役に分かれてロールプレイを行うこともあります。「指導」というと一方的な意味合いにも感じられますが、私としては、家裁調査官補の不安を少しでも取り除き、本来の力を発揮してもらえよう、「ともに修習に励む」気持ちで取り組んでいました。

正直なところ、指導補佐を開始した頃は、私自身、どのように指導に関われば良いのか、不安や反省の毎日でした。しかし、指導担当者である主任家裁調査官から、達成すべき目標や達成までの道筋を明確に示してもらうとともに、目の前の家裁調査官補が意欲的に取り組む姿勢に触発され、私の意欲も自然に高まりました。指導補佐の役割を通じて、私自身の知識や経験も整理され、仕事への取り組み方を見直すことにもなり、新たな発見が多々ありました。更には、人材育成や効果的な指導方法について学びました。家裁調査官の職務にとどまらず、裁判所全体の仕事の在り方などに対する意識や関心をより高め、私自身が更に成長する機会になったと感じます。

採用されたばかりの初々しい家裁調査官補が、修習に意欲的に取り組む姿は、職場全体に良い刺激を与えてくれます。意欲あふれる皆さんと一緒に働けることを期待しています。私の経験が家裁調査官という仕事への理解に少しでも役立てば嬉しいです。もし、実際に家裁調査官になられた際には、御自身の将来像の一参考としていただければ幸いです。



組織目標に向かって
チームを牽引する。

仙台家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官
中村 将一

略歴
H13 盛岡家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
H15 盛岡家庭裁判所家庭裁判所調査官
H17 青森家庭裁判所弘前支部家庭裁判所調査官
H22 仙台家庭裁判所家庭裁判所調査官
H24 裁判所職員総合研修所事務局企画研修第二課係長
H26 盛岡家庭裁判所花巻支部主任家庭裁判所調査官
H29 現職

私は、家事係の主任家裁調査官として勤務しています。主任家裁調査官は、父母の紛争下に置かれた子どもと会ってその気持ちを聞いたり、家事調停の期日に立ち会ったりと、家裁調査官が行う調査事務を担当すると同時に、管理職員として、上司を補佐し、組織運営に携わり、部下職員の指導や育成をするという役割も担っています。主任家裁調査官は、チームリーダーとして広い視野を持って組織課題に向き合い、仕事を適切に割り振り、チーム全体として高いパフォーマンスを発揮できるように仕事のマネジメントを行うことが求められています。スポーツに例えると、自分も選手でありながら、個々の選手の能力を見極め、戦況を冷静に分析して臨機応変に指示を出し、ピンチの時には円陣を組んで士気を高めることでチームを勝利に導く、プレイングマネージャーのような存在です。これまでに私自身が先輩から教わってきた知識や経験、情熱などを、次の世代に引き継いでいくことが、今の自分に与えられた役割なのだと考えています。

子どもの親権や面会交流をめぐる事件では、紛争解決の方向性や子どもへのアプローチの仕方などの判断に迷うことが多いため、家裁調査官数人で構成されるチームで定期的に検討会を開いています。ここでは、各メンバーがそれぞれの経



験や専門的な知見に基づいて知恵を出し合い、調査の方針や調査結果の分析、当事者への説明の仕方など、様々な角度から、打つべき「次の一手」を考えていきます。このとき、主任家裁調査官はファシリテーターとなって、メンバーが柔軟かつ実践的なアイデアを出し合えるように討議を促進します。その結果、困難な局面を乗り越え、紛争を解決に導くことができたときは、チーム全体で一体感を感じ、喜びを分かち合うことができます。部下職員が頼もしく成長していく姿を見ることは、育成を担う主任家裁調査官として大きな励みになります。

また、関係機関の職員を対象とした研修で講師を務めることもあります。裁判所を取り巻く情勢や最新の事件動向、家裁調査官との連携の在り方などを分かりやすく説明するためには、日頃から裁判所組織の状況や課題を的確に把握し、情報発信ができるように備えておく必要があります。重い責任を伴う仕事ですが、後日、研修の成果として裁判所と関係機関との連携の深まりが実感できたときは、大きな達成感を味わうことができます。

家裁調査官の仕事は、家族や子ども、少年達に寄り添いながら、その未来に向けて専門家として働き掛け、組織運営にも貢献できるという大変やりがいのあるものです。この仕事に興味を持たれた方が、私達のチームの一員となって一緒に働いてくれることを心から願っています。



人に寄り添う温かみと
専門性に裏打ちされた強さ

山口家庭裁判所 判事
中田 克之

家庭裁判所は、夫婦や親子といった親族間の紛争など、家庭に関する問題の解決や非行を犯した少年についての処分を決定しますが、その際には、紛争や非行の背後にある人間関係や環境等といった原因を探り、将来を展望した解決を図ることが求められます。裁判官にとって、家裁調査官は、裁判所書記官や裁判所事務官とともに、事件処理等の仕事に当たるチームの一員ですが、その中でも家裁調査官は、家庭裁判所に配置され、家庭裁判所が行う紛争の解決や処分の決定が当事者等の信頼に足るものとなるために大きな力を発揮してくれる、頼りがいのある専門職です。



家事事件(家庭に関する紛争)は、家事審判、家事調停、人事訴訟として家庭裁判所で取り扱います。家事審判や人事訴訟は、裁判官が、審判や判決といった形でその判断を示して紛争の解決

を図ることになりますが、例えば、親権者の指定や変更、別居している親子間の面会交流といった子を巡る紛争などについては、子の監護状況や子の意思を踏まえた結論を導くことが求められます。そのような場合、子の監護状況の評価や子の意思の分析について、家裁調査官が専門的知見に基づいて調査を行い、裁判官がそれらを踏まえた上で判断を示すことによって、その判断がより説得力を増し、信頼の得られるものとなるのです。家事調停の場合も、家裁調査官の調査を経ることで、当事者が適切な解決策を見い出したり、調停委員会が解決に向けて効果的に働きかけたりすることができるようになります。

少年事件においても、家裁調査官が調査の過程で専門的な見地から少年や保護者に対して教育的な働きかけをすることで、少年が立ち直るきっかけとなったり、その後の少年に対する処遇が効果的なものとなったりします。

かつて、初めて家庭裁判所で勤務した際、家事事件、少年事件にかかわらず、事件の進め方、当事者や少年への接し方など、様々な点について、家裁調査官からの確かなアドバイスを受けました。今でも、個々の事件処理や、家庭裁判所の在り方など、家裁調査官から有益な提言や助言を得ています。紛争の当事者や少年・保護者に寄り添う温かみを持ちつつ、家庭裁判所が扱う問題についての科学的な知見に裏打ちされた強さを有する家裁調査官は、家庭裁判所に不可欠な存在です。家庭裁判所が、今後も、その期待される役割を発揮するために、家裁調査官として、多様な人材が来られることを期待します。